

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		障害物の伐除の認可
根拠法令及び条項		土地区画整理法第72条第6項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第72条第6項の規定による。</p> <p>第72条 6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいがないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者（その命じた者又は委任した者を含む。）は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）